

厚生労働省令第五号

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の二第五項並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年一月三十一日

厚生労働大臣 坂口 力

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十一を第十三条の十二とし、第十三条の二から第十三条の十までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の次に次の一条を加える。

（毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例）

第十三条の二 令第四十条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める容器は、車両等に積み替えるための構造を有する容器であつて、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタン

クに該当するもの（以下この項において「ポータブルタンク」という。）とし、ポータブルタンクについては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しないものとする。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

（電子情報処理組織による事務の取扱い）

第二十二條 厚生労働大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項及び次条において同じ。）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務（次項及び次条第一項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次条第二項において同じ。）に記録し、これをもつて調製する。

2 前項の規定により、都道府県知事が、電子情報処理組織によつて登録等の事務の全部又は一部を取り扱うときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一 電子情報処理組織によつて取り扱う登録等の事務の範囲

二 電子情報処理組織の使用を開始する年月日

三 その他必要な事項

(電子情報処理組織による登録簿の送付の特例)

第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定により電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱う場合において、令第三十六条の八の規定により登録簿のうち同条第一項又は第二項に規定する者に関する部分を都道府県知事又は厚生労働大臣に送付しなければならないときは、同条の規定にかかわらず、当該部分の送付に代えて、電子情報処理組織によつて当該部分の内容を当該都道府県知事又は厚生労働大臣に通知することができる。ただし、電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱わない都道府県知事に対して行う通知は、書面によつて行うものとする。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事項について、登録簿に記載(前条第一項の規定により、磁気ディスクをもつて調製する登録簿にあつては、記録)をしなければならない。

第二十八条中「令第三十六条の十一第一項」を「令第三十六条の十第一項」に改める。

別添 1

別表第五中「別表第五（第十三条の四関係）」を「別表第五（第十三条の五関係）」に改める。

附 則

この省令は、平成十五年二月一日から施行する。ただし、第二十二條、第二十三條及び第二十八條の改正規定は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日から施行する。